

法務省民二第 5 1 3 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い
について（租税特別措置法第 8 4 条の 2 の 3 関係）（通知）

所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）が本月 2 2 日に成立し、本日公布されたところ、改正法の施行に伴う租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号。以下「租特法」という。）第 8 4 条の 2 の 3 の規定に係る不動産登記事務の取扱いについては、平成 3 0 年 3 月 3 1 日付け法務省民二第 1 6 8 号当職通知「租税特別措置法第 8 4 条の 2 の 3 第 1 項の規定の施行等に伴う不動産登記事務の取扱いについて」、同年 1 1 月 1 5 日付け法務省民二第 6 1 1 号当職通知「租税特別措置法第 8 4 条の 2 の 3 第 2 項の規定の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」及び令和 3 年 3 月 3 1 日付け法務省民二第 6 7 7 号当職通知「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（租税特別措置法第 8 4 条の 2 の 3 関係）」のほか、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 適用期限の延長

租特法第 8 4 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項の適用期限について、「令和 4 年 3 月 3 1 日」とされていたところ、「令和 7 年 3 月 3 1 日」に延長された（改正法第 1 1 条）。

2 適用の対象となる課税標準（不動産の価額）の上限額の引上げ

租特法第 8 4 条の 2 の 3 第 2 項の適用の対象となる登記に係る登録免許税の課税標準たる不動産の価額（登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項）について、「1 0 万円以下」とされていたところ、「1 0 0 万円以下」に引き上げられた（改正法第 1 1 条）。

3 適用の対象となる土地の指定に係る要件の撤廃

租特法第 8 4 条の 2 の 3 第 2 項の適用の対象となる土地について、「これらの登記の促進を特に図る必要があるものとして政令で定めるもの」（市街化区域内に所在する土地以外の土地のうち市町村の行政目的のため相続登記等の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定するもの（租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号。以下「租特令」という。）第 4 4 条の 2 第 1 項））に限定する旨の要件が撤廃され（改正法第 1 1 条）、これに伴い租特令第 4 4 条の 2 の規定が削られた（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 4 8 号。以下「改正令」という。）第 1 条）。

なお、租特法第 8 4 条の 2 の 3 第 2 項の適用の対象となる土地を指定する法務省告示（平成 3 0 年法務省告示第 3 7 0 号）は、別途廃止される予定である。

4 施行期日等

上記 1 から 3 までに係る改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとされた（改正法附則第 1 条、改正令附則第 1 条）。

上記 2 及び 3 に係る改正後の規定は、租特法第 8 4 条の 2 の 3 第 2 項に規定する登記のうち、同日以後に受けるものに適用され、同日前に受けたものについては適用されない。